

研究ノート

乳児保育における保育者の関わり方と担当制の一考察

吉 江 幸 子

要約

保育所における乳児保育（3歳未満児保育）は社会情勢の中で「待機児童問題」といわれるほどの注目を浴び、家庭的保育事業の展開によって量的側面の対応は進んだ。一方、質的側面としては保育所保育指針において、乳児保育は「緩やかな担当制の中で特定の保育士が応答的に関わるよう努めること」と示されるようになった。この記載に関わる乳児保育の歴史と保育所保育指針改定関連の先行研究を整理した結果、担当制の保育は1970年代から実施されていたがごく一部の保育所でのみ実施され、大きな広がりを見せなかったことがわかった。

1. はじめに

保育所保育指針（厚生労働省告示第117号。以下「保育指針」という。）は、保育所保育の基本となる考え方やねらい及び内容など保育の実施や運営の基本事項が定められている。2008年の改定で厚生労働大臣による告示として定められたことで、規範性を有する基準としての性格をもつ。法的根拠としては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に基づいている。

設備運営基準第35条（保育の内容）では、「保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。」と示されており、各保育所では、保育指針を日常保育に活用しながら社会的責任を果たすことが求められている。

現在、各保育所や指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6第1号。以下「養成校」という。）が活用している保育指針は2017年告示の指針であるが、3歳未満児の保育に関しては「緩やかな担当制」という記載が使われた。

「（ア）3歳未満児については、一人一人の子どもの生育例、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。」（保育指針第1章総則3保育の計画及び評価(2)指導計画の作成イ（ア）p.8）

この保育指針自体は39ページの小さな冊子だがその記載事項の解説や補足説明、保育を行う上での留意点や取組みの参考となる関連事項を掲載した解説書（厚生労働省編）が459ページにわたって示されている。

前述した（ア）の内容の解説に以下のような記載がある。

「緩やかな担当制の中で、特定の保育士等が子どもとゆったりとしたかかわりをもち、情緒的な絆を深められるよう指導計画を作成する（下線筆者）。」（保育所保育指針解説 p.43 抜粋）

また、保育指針「第1章総則」を受けて「第2章 保育の内容」1. 乳児保育に関わるねらい及び内容(3)保育の実施に関わる配慮事項では

「イ. 一人一人の子どもの成育歴の違いに留意

しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士等が
応答的に関わるように努めること（下線筆者）。」
（保育指針 p.16）とある。

この担当制、特定の保育士等という文言は1990
年代の保育指針ですでに記載されていた内容であ
る。しかし、2017年改定時にクローズアップさ
れ、それまでも年齢別クラスと複数担任制で実施
されてきた乳児の保育において、担当制が目立
たれるようになった。

制度の変遷とともにどのように緩やかな担当
制、特定の保育士の応答的な関りが重視されるよ
うになったのか、乳児保育の歴史的背景を振り返
りながら考察する。さらにその実践と今後の課題
について検討する。

なお、「保育士」は1999年児童福祉法改正以降
の名称のため、それ以前は「保母」が使われてい
る。本稿においても関係法令等原文のままの表記
とする。

2. 乳児保育と保育指針改定の経緯

2-1. 乳児の定義

児童福祉法（1947）における乳児は、第4条に
おいて「1歳未満の者」と定義している。母子保
健法（1965）においても「1歳に満たない者をい
う。」とした用語の定義が第6条で示されている。
しかし「乳児保育」となるとこの言葉の定義は定
かではない。法に示す乳児を対象とする「0歳児
保育」を意味する場合もあれば、1、2歳児も含
めた「3歳未満児保育」を指す場合もある。1968
年の中央児童福祉審議会では、「当面推進すべき
年少幼児及び乳児対策について」と題した意見具
申資料に、1、2歳児は年少幼児、0歳児は乳児
と区別している。

一方で保育現場では3歳未満児（0、1、2歳
児）の保育を乳児保育として扱っている。これら
複数の認識がある背景には、幼稚園を中心に展開
してきた日本の保育の歴史が影響している。学校
教育法（1947）第26条に示された幼稚園は、「満

3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児」
が入園できる者、とされており幼児期の教育を支
援する役割を担う。

保育所においても同様に3歳以上は「幼児保育」
「幼児教育」と総称している。従って3歳未満児
の保育を「乳児保育」と呼称し、対照的に位置付
け、現在に至っている。このことから本稿におけ
る乳児保育は0、1、2歳児の保育と捉える。

2-2. 保育所の乳児保育と職員配置基準

児童福祉法が制定された翌年の1948年には、
保育所の設置基準等を具体的に示した児童福祉施
設最低基準が定められた。この基準は冒頭でも述
べた通り「児童福祉施設の設備及び運営に関する
基準」（以下「設備運営基準」）へ名称が改められ
ている。この基準により保育室の広さや保育士の
配置基準が具体的に示されたが終戦後間もない時
期で深刻な物資不足もあり、最低基準を満たす保
育所は一割にも満たなかったといわれている。

高度経済成長期を迎えた1960年代は、女性の
労働力に対する期待も高まり、子育てを家庭外に
委託せざるを得ない状況になった。幼児だけでなく
乳児の保育へとニーズの高まりを増した時代でも
ある。1962年、厚生省（現：厚生労働省）は児
童局（1964年に児童家庭局に改称）長名で「保育
所の認可等について」を通知し、「入所定員は60
人以上とし、措置児童のおおむね2割以上は3歳
未満児を入所させ、かつ定員のおおむね1割以上
の2歳未満児の設備を設けること」として3歳未
満児の受入れを義務化した。この当時の設備運営
基準には「保母の数は、乳児又は3歳に満たない
幼児おおむね6人につき1人以上」とし、発達差
の大きい0、1、2歳児を単一に規定し、保育単
価も一律にしていた。3歳未満児保育は義務化さ
れたが実態としては2歳児のみ、あるいは1歳児
までを入所させるにとどまる実態があった。

こうした中、0歳児保育の必要性の高まりに対
処するため東京都では1968年、0歳児保育実施
要綱を策定し0歳児保育のモデル方式を採用する
ための基準を示した。（東京都民児母発第206号）

この要綱には、策定の目的、モデル保育所の定義、対象月齢（保育可能な月齢の0歳児とする）、指定の方法、職員配置の特例基準、モデル保育所に要する雇用経費や備品整備及び保育所賠償責任保険の負担に関する内容を示した。

この時の職員配置基準が

「ア. 0歳児4人につき保母1人を配置すること」
「イ. 保健婦（看護婦又は助産婦）を配置すること」となっている。

翌1969年には厚生省児童家庭局長通知「保育所における乳児保育対策の強化について」によって乳児保育の特別対策を適用する保育所の要件が示された。この時の職員配置基準が、「保母のほか、保健婦又は看護婦を1人置き、保母等これらの職員の定数は、保母及び保健婦又は看護婦1人を含めて乳児3人につき1人以上であること。」とされた。

このような特別対策事業の強化により、乳児室・ほふく室の整備や0歳児が3人以上いる保育所が「乳児保育所」として指定された（乳児保育指定保育所制度）。ここで示した職員配置基準はあくまでも乳児保育所として指定された特別対策事業の枠内である。設備運営基準の改正までに30年近くかかっていることになる。

1998年の児童福祉法改正により、乳児保育を特別保育事業として位置づけていた乳児保育指定保育所制度が廃止された。これにより、すべての保育所が乳児保育を実施できる体制となった。このことを「乳児保育の一般化」として厚生省児童家庭局長通知では明記している（児発第305号）。また、設備運営基準も改正され、職員の配置基準は「乳児についてはおおむね3人につき1人以上」の保育士を配置するという現行の配置基準へと引き上げられたのである。

子育てと仕事の両立支援ともいえる乳児保育の整備は施設設備や職員の配置のみで整理されることなく、労働基準法（1947）の産前産後休暇、育児休業法（1976）、男女雇用機会均等法（1986）の前身である勤労婦人福祉法（1972）等女性の就労に関連した複数の法整備の支えがあって実現し

てきた経緯がある。そういった中で乳児保育への期待は高まり、保育所に入所が決まらず待機している待機児童問題が起こった。2013年には待機児童解消加速化プランが打ち出され、2015年には子ども子育て支援新制度が制定され、新たに0, 1, 2歳児に特化した小規模保育事業が加えられた。ちなみに2017年4月1日発表（厚生労働省子ども家庭局）では全国の待機児童数が26,081人でピークとなっている。3歳未満児の待機が87%に上り、その中でも1, 2歳児の入所待機が77%となった。2024年4月1日発表の待機児童が2,680人であり、乳児保育の実際は待機児童問題の解決に向けた量的側面の対応ともいえるだろう。

このような社会情勢の変化や関連法改正に伴って保育所保育の基本ともなる保育指針も改定（訂）を重ね、乳幼児期の「環境を通した保育の重要性」が叫ばれるようになったのである。

2-3. 保育指針改定の経緯

保育指針は1965年に策定され、1990年、1999年と2回の改定後、2008年の改定時に告示化された。直近の改定が2017年であり、保育を巡る状況の変化に即しておおむね10年前後に一度となる計4回の改定を重ねてきた。

1965年策定の保育指針は、当時の厚生省児童家庭局が「各保育所が保育内容の充実をはかるにあたって参考とするもの」とされ、法的拘束力は伴わないものであったが保育所の内容に関する国のはじめての基準であった。

1960年代、核家族が増えていく中で乳幼児をかかえた母親の就労をどう保障するかという問題が顕在化し、保育所は2つの面に対応を求められることになった。一つは0, 1, 2歳といった低年齢の子どもたちをかかえて勤務する女性の保育ニーズに応えるための乳児保育の問題、もう一つは女性の就労を保障するために長時間保育をどう実現していくかという課題であった。また、幼稚園の教育内容に関する基準を定めた幼稚園教育要領が文部省（現：文部科学省）より刊行されてい

たことも受け、1963年、中央児童福祉審議会保育制度特別部会が「保育所および幼稚園に入所している子どものいずれを問わず、必要な同一水準の幼児教育が与えられるべきで、そのための設備・保育内容の充実などの配慮がなされる必要がある」と指摘したことが保育指針策定の背景にある。これら保育指針において乳児保育に関する内容がどのように記載されてきたか、確認する。

1965年の保育指針には「子どもとの個人的な触れ合い」と記載され、1990年改定では、「特定の保育士と子どもの情緒的絆」という表現を使って特定の保育士と子どもの関係構築の重要性が記された。

1999年の保育指針ではじめて「担当制」という言葉が使われ、乳児保育に取り入れることが示された。

2008年の保育指針解説には「柔軟なかたちでの担当制」という表記が加わり、2017年保育指針改定に係る解説書には「緩やかな担当制の中で、特定の保育士が子どもとゆったりとした関わりをもち、情緒的な絆を深められるよう指導計画を作成する」という補足説明が成された。

このように、表現は少しずつ変わってきたものの、特定の保育士との応答的な関わりを通して情緒的な絆が形成されることの重要性が語られてきたのである。

現在の保育指針は、冒頭の第1章 総則に「養護に関する基本的事項」が置かれている。養護は保育所保育の基盤であり、保育指針全体にとって重要であることを示す。この養護の基本は「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり」であるとし、保育所保育全体を通じて養護のねらい及び内容を踏まえながら「養護と教育を一体的に行う」ことを理念としている。

総則に続き第2章では「保育の内容」が示され、乳児保育、1歳以上3歳未満児の保育、3歳以上児の保育という3つの年齢区分に各々「ねらい及び内容」が明記された。これまでの保育指針では、子どもの発達特性を8つの年齢区分で記載し、「ね

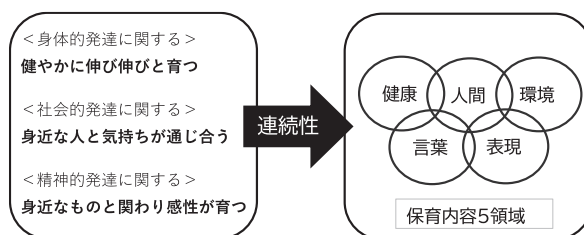


図1. 乳児期の育ちに関する3つの視点と5領域への連続性

らい及び内容」は年齢区分ではなく、すべての年齢段階に共通のこととして示されていたが2017年改定では、3つの年齢区分の中に初めて5領域に沿ったねらいと内容が示されたことになる。なお、発達過程の初期にあたる乳児保育は、養護の側面が特に重要となることから保育指針解説では次のように説明している。「生活や遊びが充実することを通して子どもたちの身体的・社会的・精神的発達の基盤を培う」という考え方にに基づき、ねらい及び内容を「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」の3点で示している。

この育ちが幼児期以降の5領域の育ちにつながるような視野で、受容的・応答的な保育を目指していくことが保育士に求められている（図1. 参照）。

3. 科目「乳児保育」

保育現場に有資格者を送り出すことが保育士養成校の使命でもある。その現場が保育の基本としている指針改定と相まって養成校の課程（カリキュラム）も見直しが図られてきた。

「乳児保育」という科目は1970年、保育士養成課程の改定で設けられた科目である（厚生省告示第352号）。

養成校のカリキュラムは「指定保育士養成施設の設置及び運営に関する基準」によって定められている。1948年「保母養成施設の設置及び運営に関する件」（児発第105号児童家庭局通知）に示され、以降7回の改正による見直しが行われている。

保育所における乳児保育は、1950～1960年代、

家庭で親が担うべき育児機能を保育所が代行している必要悪であるという見方や、逆に親の就労を優先して乳児期から集団保育を経験することが人間形成にとって重要であるといった集団保育の過信など、乳児保育の位置づけが不明確であった。また保育所では乳児の病気や事故をめぐる保護者とのトラブル、特に無認可保育所やベビーホテルにおける子どもの死亡事故が重なり、乳児の生命を脅かす事態が発生した。さらに知識技術ともに未経験保育者の配置などが乳児保育に不安をもたらしていった。こういった背景から養成課程の見直しが実施された。

矢野（2020）は、「乳児保育」科目の変遷に関して「乳児保育科目の設置は、社会的背景として母親の社会進出にともなう、乳児保育の量的拡大に対する乳児保育の質の担保、及び乳児を保育する保母の質への社会的な需要の高まりによるものであった。」と述べている。

以上のように乳児の生存権、教育権を保障する科学的根拠を学ぶ観点から乳児保育の在り方を再考する必要性が指摘されるようになっていった。

1970年に科目「乳児保育」が設置され、養成課程の科目系列は「保育内容」に配置された。必修科目として「乳児保育」講義2単位、演習科目として「乳児保育Ⅱ」2単位を選択必修科目として設置している。以降4回の改定が行われ、系列は「保育の内容・方法の理解に関する科目」群に変更され、演習科目として実践力を高めることが重視された。

しかし2017年の養成課程の見直し（厚生労働省告示第216号）において、

「乳児保育」講義2単位 必修

「乳児保育」演習1単位 必修

講義及び演習ともに必修科目となったことで、乳児保育に対する基礎的理解を深めたうえで保育の実践力習得につなげる意図がみえてくる。低年齢であればあるほど発育・発達の度合いは大きく、きめ細やかな保育が求められるからである。

その意味においても科目「乳児保育」は、保育専門職としての質の担保と社会的ニーズに応える

ための重要な科目ともいえる。

4. ゆるやかな担当制と特定の保育士とは

保育指針解説で示されてきた「柔軟なかたちでの担当制（2008）」「緩やかな担当制（2017）」は、どちらの表現も曖昧であり解説書の中にも明確な定義はない。それぞれの保育所や各々の保育士の解釈で保育しているのが現状である。

筆者は乳児保育指定保育所制度下における乳児保育所勤務経験者であるが、0、1、2歳児それぞれの部屋に担当保育士が配置され、担当児も固定していた。シフト勤務のため、朝夕の延長保育時間帯の担当は交替となっていたが10時～16時までの時間帯は担当児と共に過ごした経験をもつ。

西村（2021）も「担当制を行っているとしても、その方法は様々です。個人記録や個別カリキュラムを担当する者もあれば、特定の保育者が複数の子どもをグループで保育するものもあります。さらに、特定の保育者に特定の子どもが決まっていますが、食事だけを担当するものや、保育者が担当する複数の子どもを定期的に交代するものもあります。」と述べている。

また、西村（2021）は、その著書に「育児担当制とは異なるタイプの担当制」として場所の担当制、グループ担当制を紹介している。それは乳児クラスの全員がデイリープログラム（1日の流れ）に沿って、生活行為を含めて同時に同じ活動を行い保育者にリードされて遊ぶという過ごし方である。保育所という集団生活において、一斉に食事や睡眠を行い、同じタイミングで排泄に誘ったり、おむつを替えたりするという日課は、限られた保育者数で一定の時間内に子どもたちの食事やその後の片づけ、睡眠のための寝かしつけなどを終わらせるためには効率的で合理的な方法である。この異なるタイプの担当制がまさに筆者が経験してきた乳児保育であった。

2020年「保育所等における保育の質の確保・向

上に関する検討会」の研究チームによる保育実践充実推進のための中央セミナー（厚生労働省子ども家庭局保育課）が2021年にオンライン会議システムで開催され、筆者は第4分科会に参加した。この分科会ではセミナーに先立ち、参加予定の保育所に対し「低年齢の子どもの保育の充実」に関するアンケートを実施している。アンケート内容に「課題となっていること、工夫していること、聞きたい情報」の自由記載があり約100件の返答があった。その多くが、「保育士主動で生活が流れている」「0歳児担当保育士が子どもとどう接してよいか分からずただ座って見守っている」「1年ごとにクラスが変わり、0, 1, 2歳児の担当制の意義をその都度話し合っているが意思統一や連携が難しい」といった内容であった。

3歳未満児の担当制保育を告示として基本事項に定めた保育指針の改定から15年以上が経過している。この間、乳幼児教育に関係する研究者たちが論文執筆に取り組んできたが、乳児保育や担当制に踏み込んだ研究数はまだ少ないといわざるを得ないだろう。

西村（2015）は論文検索サイトCiNiiで「乳児保育」をキーワードに検索を行っているがその結果、1997年以前に発表された文献は93本であった。その中で研究論文として発表されたものを抽出し、さらに医療等の保育領域外のものを除外した結果、研究対象論文が14本、さらに「3歳未満児」「保育」の2語をキーワードとした検索で37本の文献がヒットし、精査を行った結果、6本の論文を研究対象としている。つまり、乳児保育や3歳未満児・保育に関する研究論文は、合計20本である。

また、横山（2024）の研究では乳児保育に係る2011～2023年までに発表されたCiNiiで乳児保育の担当制に関連する文献をキーワード「乳児保育」「担当制」「乳児」「保育」で検索した結果、12本の研究論文（学術雑誌を除く）にとどまっている。

筆者も同様に2024年11月に、CiNiiで「乳児保育」「担当制」と検索したが5本の紀要論文と学術雑誌が1件であった。

“緩やかな担当制の中で特定の保育士と応答的

に関わる”ことは、過去の研究数を見てもその推進・普及に努めるべき分野といえるだろう。乳児保育現場も試行錯誤しながら研究発表に取り組む姿勢が見えてくる。特に、2019年に開催された全国私立保育園連盟熊本市大会・第2分科会では「乳児保育を極める」と題して兵庫県姫路市の八木保育園における担当制の実践事例が紹介されている。その中で、「一斉保育と流れる日課による担当制保育によるタイムテーブルの違い」が紹介された。入園時に24時間の生活の流れを保護者から聞き取り、担当児を決めて個々のタイムテーブルで保育する流れである。

担当保育士が必ず1対1で食事・排泄・睡眠等生活行為を担当し、育児行為をしてもらっていない乳児は原則的に「遊び」の時間となるような流れを作っている。子どもは自分の食事や排泄等の時間まで遊んで待ってられる仕組みづくりである。保育室の中に、食事をする子ども、排泄（おむつの交換等）してもらう子ども、遊んでいる子ども、眠っている子どもがいるという子ども中心の、「流れる日課」の取り組み事例である。課題はありながらも、子どもが大人から大切にされている（尊重）ことを大切にしたい保育の実践事例である。また、西村（2021）の著書にも福岡県北九州市の小倉北ふれあい保育所による育児担当制の実際の進め方を研究した内容が掲載されており、子どもの日課と保育者同士の連携、動きのフォーメーションが紹介されている。

こういった現場の事例とその保育行為にどのような根拠が示されるのか、研究者とともに検証し発表していくことが乳児保育の「ゆるやかな担当制と特定の保育士による応答的なかわり」を広げ、質の高い保育実践につながっていく。しかし、南條（2021）の研究では、「育児の担当制は戦後のハンガリーで始まったものであるが、日本では一部の保育所等で1970年代から保育者と子どもとの信頼関係を築き、生活を整える乳児保育として実践されてきた経緯がある。」と述べている。ハンガリーで行われている保育が日本で紹介されたことで、それを採用した保育所が実践を積み重ね

てきた。子どもの食事、排泄、着脱などの一連の生活援助を「育児行為」、特定の保育士が援助する手法を「担当制」、その2つをあわせて「育児担当制」と呼ばれるようになったのである。

ではなぜこの時に担当制の保育が広がらなかったのだろうか。

汐見(2018)は、「今の日本で、特に0, 1, 2歳児の保育を公平にみると、子どもが主体として扱われているというよりは、ちゃんと言って聞かせないとわがままになるという感じで扱われている」と述べており、「子どもは小さく委縮しながら先生の顔色を窺って生活しているのがすぐわかる」という。そういう保育の背後には、関わる大人の人間観や子ども観があるのではないかと述べている。

また、平松(2017)は、保育とは「子どもの発達と権利を守ることのできる場なのだけれど、同時にまだ意見表明することは未熟なちいさい人の権利をあっという間に奪えてしまうあやうさをもつところでもあります。だから、高い専門性を保障する学びの姿勢と、実現できる処遇、そして大人のあたたかさが不可欠」として述べている。

子どもの生活の在り方に大きく影響を与える大人の価値観を考え直さなければ「特定の保育士が応答的に関わりをもつ」という言葉だけが浮いた存在となる危険性がある。

乳児保育で大切にされている基本は、保健衛生的にみた関わりであり、特定の人との関係で獲得する基本的信頼感が土台である。これは保育指針の養護的な関わりである「生命の保持と情緒の安定」を図る行為ということにつながっており、保育士としての倫理にもかかわる重要な部分である。この基本を科目「乳児保育」で学生に伝え、現場に送り出すことが乳児保育の質の向上につながると考える。

5. おわりに

本研究では、2017年改定の保育指針に示された「緩やかな担当制の中で、特定の保育士が応答的

に関わる」部分に着目した。これまでも酷似した記載がありながら実践研究が多いとはいえない。今回の研究では乳児保育と保育指針改定の経緯について整理した。

担当制保育は各保育現場で試行錯誤しながら取り組んでいる現状がある。科目を担当する際に複数のテキストを参考にしながら教授するが、その多くは担当制や特定の保育士との関わりに言及した章立ては現在のところ極わずかである。子ども主体の生活を保障する視点に立って保育をするためには保育所から自宅に戻った時に連続性のある生活への関わりが重要である。つまり、保護者との協働である。保護者のニーズの裏には子どもをみていない間(保育所にいる時間)の不安もある。丁寧な説明や保護者とのコミュニケーションによる信頼関係の構築は子どもの生活を安定させることにもつながる。

2017年の保育指針改定では、同時に幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も改定され、3つの施設すべてが「幼児教育機関」に位置づけられたことで、それらが目指す目標も同じように示された。それが、教育の中で育みたい3つの柱と幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の記載である。基本的には3歳以上児を入園対象としている幼稚園教育においても3歳未満児の一時預かりを実施している園があり、2021年度統計で実施率が58.6%と年々増加傾向にある。ただ、幼稚園教諭免許取得のカリキュラムには科目「乳児保育」の位置づけはない。幼稚園免許と保育士を同時取得して勤務していることが多いだろうが、幼稚園教諭として勤務してきた職員にとっては乳児保育の担当制に対する継続的な研修も課題である。

0歳の成長発達は、視覚・聴覚などの感覚や、座る・這う・歩きはじめるなどの運動機能が著しく発達する時期である。特定の大人との応答的な関わりを通して、情緒的絆が形成される時期でもある。このような時期に、人に受容され、人に認められるような保育が重要なことはこれまでの生理学的・心理学的研究によって明らかにされてき

ている。1対1のゆったりとした関わりの中で子どもに対する言葉がけと言動を一致させながら子どもの理解を援助する働きかけが、担当制による丁寧な援助といえる。

〈参考文献・参考資料〉

- 天野佐知子 (1988). 保育所保育指針の一考察—領域「環境」の保育内容に着目して—. 金沢星稜大学人間科学研究第13巻第1号
- 遠藤純子 (2020). 乳児保育の質をめぐる現状と課題—関係性をベースとした保育の展開に向けて—. 昭和女子大学初等教育学科紀要 No.956, 2-17.
- 平松知子 (2017). あたたかい保育は温かい職員集団づくりから—どう変わる? 何が課題? 現場の視点で新要領・指針を考えあう. ひとなる書房. p 86.
- 入江慶太編著 (2022). 乳児保育—子ども・家庭・保育者が紡ぐ営み—第3版. 教育情報出版.
- 厚生省児童家庭局長通知 (1969). 保育所における乳児保育対策の強化について. 児発第204号.
- 厚生省児童家庭局長通知 (1998). 保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について. 児発第305号.
- 厚生労働省 (2017). 保育所保育指針〈平成29年告示〉. フレーベル館.
- 厚生労働省 (2018). 保育所保育指針解説. フレーベル館.
- 待井和江・川原佐公 (1978). 現代幼児教育シリーズ 乳児保育. 東京書籍.
- 無藤隆, 汐見稔幸, 大豆生田啓友 (編) (2018). 3法令から読み解く乳幼児の教育・保育の未来. 中央法規. p 133.
- 文部科学省初等中等教育局資料 (2021). 幼稚園における預かり保育, 幼保小の接続及び幼児教育推進体制.
- 西村真実 (2015). 乳児保育研究に示された課題についての検討. 帝塚山大学現代生活学部紀要第11号 pp. 95-102.
- 西村真実 (2021). 育児担当制による乳児保育実践編. 中央法規.
- 南條恵 (2021). 乳児保育における子ども主体の日課と生活についての一考察. 仏教大学大学院紀要第49号 pp. 163-178.
- 小野明美・小湊真衣・菊地篤子編著 (2018). 乳児保育—アクティブラーニング対応—. 萌文書林.
- 大阪社会事業短期大学保育学研究室 (1970). 保育所における乳児保育問題. 社会問題研究第20巻第1.2.3号.
- 中央児童福祉審議会資料 (1968). 当面推進すべき児童福祉に関する意見具申. 厚生省資料.
- 東京都0歳児保育実施要綱 (1968). 東京都民児母発第206号
- 横山愛 (2024). 乳児保育における担当制に関する研究動向と課題. 昭和女子大学現代教育研究所紀要第9号 pp. 57-64.
- 矢野景子他 (2020). 「乳児保育」科目の変遷にみる課題と展望. 乳幼児教育・保育者養成研究第1号 pp. 67-75.
- 全国私立保育園連合会熊本市大会 (2019). <https://yagi.ed.jp/files/files2023030918264670.pdf>

The Approach and Responsibility of Childcare Providers in Infant Care and the Assignment System

YOSHIE Sachiko

Abstract

The issue of infant care in daycare centers has drawn significant attention in the context of social circumstances, to the extent that it is referred to as the “childcare waiting list problem.” With the implementation of home-based childcare projects, measures on the quantitative aspect have progressed. Furthermore, in terms of the qualitative aspect, it is indicated within the daycare center childcare guidelines that “efforts should be made for specific childcare workers to interact responsively within a loosely assigned system.” Upon organizing the history of infant care related to this statement and prior research concerning the revision of daycare center childcare guidelines, it was found that the assigned system of childcare had been implemented since the 1970s. However, it was only practiced in some daycare centers and did not see widespread adoption.

